



平成19年
2月5日号

No.72

●毎月5・15・25日発行

広報 かもがわ

●編集発行・鴨川市総務部市長公室
広報広聴係

●電話・04(7093)7827

●FAX・04(7093)7850

●住所・〒296-8601 鴨川市横渚1450

●ホームページ
http://www.city.kamogawa.lg.jp/

所得税・市県民税の申告相談

市役所4階 大会議室 ☎(7093)7832 ※対象は鴨川・長狭・江見地区			天津小湊支所2階 会議室 ☎(7094)0511 ※対象は天津・小湊地区		
月日	曜日	対象地区	月日	曜日	対象地区
2月	16日 金	午前 ①太海・太海浜	2月	16日 金	東町
		午後 ①天面・江見太夫崎・江見吉浦・西山・太海西			19日 月
	19日 月	午前 ①江見青木・東江見・畑(市井原)		20日 火	西
		午後 ①西江見・江見内遠野・江見東真門・江見西真門・江見外堀			21日 水
	20日 火	午前 ①畑(市井原を除く)・西・東・上		22日 木	①清澄・四方木／芝
		午後 ①仲町・代・二子・宮			23日 金
	21日 水	午前 打墨・八色		26日 月	
		午後 滑谷・花房・粟斗			27日 火
	22日 木	和泉・広場		28日 水	
		23日 金			西町・東町
	26日 月			午前 坂東・押切・京田	2日 金
		午後 池田・太田学		5日 月	
	27日 火	午前 竹平・川代・太尾			6日 火
		午後 来秀・大里・田原西		7日 水	
	28日 水	川口・大浦・磯村			8日 木
3月 1日 木		岡貝渚・前原・横渚	9日 金		
	2日 金	午前 ①平塚・古畑・奈良林		12日 月	
午後 ①金束・佐野・釜沼・大山平塚		13日 火	天津・小湊の全地区		
5日 月	午前 ①大幡・北風原		14日 水		
	午後 ①寺門・横尾・細野	15日 木			
6日 火	午前 ①松尾寺・大川面		9日 金		
	午後 ①仲・宮山・八丁	12日 月			
7日 水	午前 ①成川		13日 火		
	午後 ①北小町	14日 水			
8日 木	午前 ①南小町		15日 木		
	午後 ①上小原・下小原				

・受付時間は午前8時45分から午後3時30分までです

・1月1日現在で、鴨川・長狭・江見地区に居住の方は市役所で、天津・小湊地区に居住の方は天津小湊支所での受け付けとなります

・予定日に都合の悪い方は、3月9日・12日・13日・14日・15日に受け付けます

・市県民税の申告は、郵送でもかまいません

⑧印のある地区は、各公民館前などから送迎バスを運行します

●長狭・江見地区 (太海・江見・曾呂・大山・吉尾・主基)

〈市役所行〉		〈市役所発〉				
月日	曜日	乗車場所	1便	2便	3便	4便
2月16日	金	太海公民館				
2月19日	月	江見公民館				9:45、11:15、13:45、15:15、16:30
2月20日	火	曾呂公民館	9:00	10:30	13:00	14:30
3月2日	金	大山公民館				
3月5日・6日	月・火	吉尾公民館				
3月7日・8日	水・木	主基公民館				

●天津・小湊地区 (四方木・清澄・小湊)

〈支所行〉		〈支所発〉				
月日	曜日	乗車場所	1便	2便	3便	4便
2月22日	木	四方木青年館入口	9:15	13:00		
		清澄寺バス停	9:25	13:10		
2月26日	月	奥谷青年館前	9:00	10:30	13:00	14:30
		安房小湊駅前	9:10	10:40	13:10	14:40
2月27日	火	小湊小学校前				
2月28日	水	館山信用金庫前				
3月1日	木	誕生寺入口バス停	9:00	10:30	13:00	14:30
3月2日	金	小湊漁協信用部前				

始まります!

所得税の申告相談と市県民税の申告受付

2/16(金)~
3/15(木)

←市役所と天津小湊支所を会場に



平成18年分、所得税の確定申告相談と市県民税の申告受付時期が近づきました。地区別の受付日程に合わせて、必ず3月15日までに申告を済ませてください。

長狭・江見・天津・小湊地区に送迎バスを運行します

申告相談会場は、市役所(鴨川・長狭・江見地区)と天津小湊支所(天津・小湊地区)です。

長狭・江見・天津・小湊地区には該当する地区から送迎バスを運行します。運行時間は左表のとおりです。

対象者には申告用紙を郵送しました。用紙が届かない方でも、申告が必要と思われる場合は会場へおいでください。用紙は会場にあります。

なお、税務署から案内状が届いた方や、土地や建物株式などの譲渡のある方、住宅借入金控除を受ける方は、直接、税務署へお出かけください。

●申告が必要な方
今年の1月1日現在で、市内に住んでいる次の方が対象となります。

- ▽農業、漁業、自営業の方
- ▽不動産収入のある方など
- ▽給与所得者で次のような方
 - ・勤務先から市へ給与と支払報告書の提出がなかった方(勤務先で市へ提出した方を確認できます)
 - ・給与所得のほか収入のあった方(営業、農業、不

申告にあたってのお願い

- 申告書は手引き書を参考に、ご自分で計算し、記入のうえ提出してください
 - 給与所得者、年金受給者は、必ず源泉徴収票(18年分としてもらった給与額、年金額が記入されているもの)をお持ちください
 - 医療費控除を受ける方はあらかじめ領収書の内容を確認し、集計を済ませておいてください
 - 農、漁業など事業所得のある方は、あらかじめ収入と経費の計算を済ませておいてください
 - 還付申告のみの方(給与や年金所得などで源泉所得税を支払い、医療費や住宅借入金など控除の申告が済んでいない方)は、館山税務署で随時受け付けています
 - 国民年金保険料を社会保険料控除に適用させる場合は、国民年金保険料を納めた額がわかる書類を添付してください
- おむつ使用確認書を発行して記入してください
- おむつ使用確認書を発行して記入してください
- おむつ使用確認書を発行して記入してください

定率減税が廃止 住民税・所得税が 増税に

景気対策のために税負担の軽減措置として行われてきた定率減税が、最近の経済状況をふまえて廃止されます。これにより、控除されていた分の税負担が増加。給与所得者や年金受給者は、平成19年1月から所得税が減り、その後6月から住民税が増えます。事業所得者は、平成19年6月から住民税が増え、平成20年3月の確定申告により所得税が減ります。

負担額の目安

鴨川太郎さん(45歳)の場合

- 会社員
- 給与収入 700万円(年額)
- 妻(専業主婦)と子ども2人(16歳・9歳)

平成18年	平成19年
住民税 196,000円 定率減税 △14,700円	住民税 293,500円
所得税 263,000円 定率減税 △26,300円	所得税 165,500円
合計418,000円	合計459,000円

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています

納税は便利な口座振替で 市税や国民健康保険税の口座振替は、ご指定の預貯金口座から納期ごとに振り替える便利な制度です。ご希望の方は、納税通知書・預金通帳・通帳の届出印を持参のうえ、市内の金融機関で、手続きしてください。詳しくは、市税務課(☎(7093)7832)へ。

として保存しましょう